

認可外保育施設を
利用している方へ

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

■ 認可外保育施設等に関する無償化の制度概要

【対象となる方】 以下のA～Cをすべて満たす方

- A) 保護者それぞれの就労・就学や疾病・介護等の理由により保育の必要性がある児童
※ 「保育の必要性の認定」には、保護者それぞれが週3日かつ週12時間以上の就労・就学をしている場合や、疾病・介護等、認可保育所の利用と同等の要件があります。
- B) a. 4月1日現在3～5歳の方 または
b. 4月1日現在0～2歳で住民税非課税世帯の方
- C) 認可外保育施設等をご利用の方で、幼稚園・認定こども園・認可保育所・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所をご利用でない方

【対象経費】

認可外保育施設等の保育料・利用料

B) a. の方は 上限月37,000円

B) b. の方は 上限月42,000円

※ 上限を超える保育料や、通園バス代、教材費、行事参加費、給食費等の実費は無償化の対象外ですので、ご注意ください。

【対象となる施設・事業】 ※市外の施設も対象となります

施設・事業	国立市内の施設の例
(都道府県に届出をしている) 認可外保育施設 (東京都認証保育所を含む)	・ 国立富士見台団地幼児教室風の子
病児保育事業	・ 病児保育室つくしんぼ
一時保育事業	・ あゆみ保育園 ・ 国立ひまわり保育園
ファミサポ事業 (預かりを利用した場合のみ)	・ 国立市ファミリー・サポート・センター (国立市子ども家庭支援センター内)

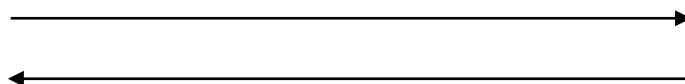
[基本的な手続きのイメージ]



保護者の皆様

I. 保育の必要性の認定申請(8月30日まで)

《正式名称：子育てのための施設等利用給付認定申請》



II. 保育の必要性の認定決定通知
(9月下旬ごろの予定)

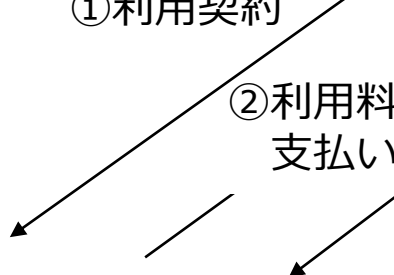


国立市

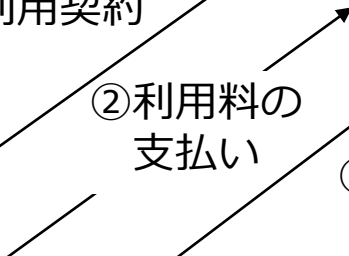


認可外保育施設等

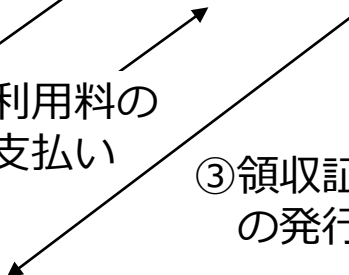
①利用契約



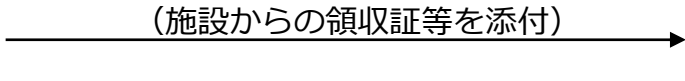
②利用料の
支払い



③領収証等
の発行



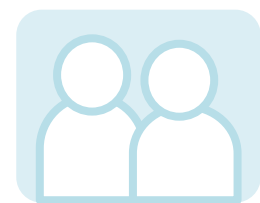
④施設等利用費の請求
(施設からの領収証等を添付)



⑤施設等利用費の支払い

(月額上限3.7万円まで)

(0~2歳児クラスの住民税非課税世帯は、上限4.2万円)



保護者の皆様



国立市

- ※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、I.の申請が必要です。
- ※④請求・⑤支払いについては、II.保育の必要性の認定決定通知に際して、詳細をお知らせします。
- ※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

■ 問い合わせ先

国立市 子ども家庭部 児童青少年課 保育・幼稚園係

TEL：042-576-2427 (係直通)